

大阪府産地生産基盤パワーアップ事業実施要領

第1 趣旨

産地生産基盤パワーアップ事業の実施については、産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知。以下「国実施要領」という。）の趣旨に基づき実施することとし、実施要綱、国実施要領及び実施要綱第4の2の(1)のアに定める都道府県事業実施方針（以下「実施方針」という。）に定めるもののほか、この要領に定めることとする。

第2 事業計画の承認手続き

国実施要領別記3の第10の3に定める産地パワーアップ計画及び同4に定める取組主体事業計画の作成に必要な手続きは、実施方針の3に定めるほか、次のとおりとする。

1 事業計画の作成

- (1) 取組主体は、地域協議会長等の指導の下、取組主体事業計画を作成し、国実施要領別記様式第3-5号により地域協議会長等に提出するものとする。
- (2) 地域協議会長等は、(1)の取組主体事業計画の提出を受けた場合は、同計画を位置付けた産地パワーアップ計画を作成し、国実施要領別記様式第3-4号により市町村長に提出するものとする。
- (3) (2)の提出を受けた市町村長は、計画の内容が適当と判断される場合は、農と緑の総合事務所長に送付するものとする。
- (4) (3)の送付を受けた農と緑の総合事務所長は、計画の内容が適当と判断される場合は、農政室長に送付するものとする。
- (5) 地域協議会長等が効果増進事業を実施する場合は、取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を作成し、国実施要領別記様式第3-6号により市町村長に提出するものとする。
- (6) (5)の提出を受けた市町村長は、計画の内容が適当と判断される場合は、農と緑の総合事務所長に送付するものとする。
- (7) (6)の送付を受けた農と緑の総合事務所長は、計画の内容が適当と判断される場合は、農政室長に送付するものとする。

2 事業計画の承認

- (1) 知事は、1の(2)の産地パワーアップ計画及び(5)の取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）を承認したときは、農と緑の総合事務所長にその旨通知する。
- (2) (1)の通知を受けた農と緑の総合事務所長は市町村長に通知する。

- (3) (2)の通知を受けた市町村長は地域協議会長等に通知する。
- (4) (3)の通知を受けた地域協議会長等は、承認を受けた産地パワーアップ計画の取組内容に含まれている取組主体事業計画の承認を行うものとする。

3 事業計画の変更

- (1) 地域協議会長等は、成果目標の達成に資する場合には、産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる事業計画の重要な変更をする場合には、1、2に準じた手続きを行うものとする。

ア 成果目標の変更

イ 取組主体事業計画の次に掲げる変更（ウ）は整備事業に限る）

(ア) 取組主体の変更

(イ) 取組主体における事業の中止又は廃止

(ウ) 取組主体における事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増、若しくは事業費又は国庫補助金の30%を超える減

- (2) 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画又は取組主体事業計画（収益性向上タイプのうち効果増進事業）の重要な変更をしようとするときは、遅滞なく、事業計画の変更について受益農業者をはじめとする関係者の合意形成を図るものとする。

第3 助成金の請求及び支払

国実施要領別記3の第12の1に定める基金事業の取組主体助成金の請求及び支払に必要な手続きは、別に定める補助金交付要綱による。

第4 事業実施状況報告及び事業評価

国実施要領別記3の第15に定める事業実施状況報告及び同第16に定める事業評価に必要な手続きは、次のとおりとする。

- 1 取組主体は、取組主体事業実施状況報告書（兼評価報告書）を作成し、国実施要領別記様式第3-17号により地域協議会長等に提出するものとする。
- 2 地域協議会長等は、1の取組主体事業実施状況報告書（兼評価報告書）の提出を受けた場合は、産地パワーアップ事業実施状況報告書（兼評価報告書）を作成し、国実施要領別記様式第3-19号により市町村長に提出するものとする。
- 3 2の提出を受けた市町村長は、報告書の内容が適当と判断される場合は、農と緑の総合事務所長に送付するものとする。
- 4 3の送付を受けた農と緑の総合事務所長は、報告書の内容が適当と判断される場合は、農政室長に送付するものとする。

- 5 地域協議会長等が収益性向上タイプのうち効果増進事業を実施した場合は、取組主体事業実施状況報告書(兼評価報告書)を作成し、国実施要領別記様式第3-18号により市町村長に提出するものとする。
- 6 5の提出を受けた市町村長は、報告書の内容が適当と判断される場合は、農と緑の総合事務所長に送付するものとする。
- 7 6の送付を受けた農と緑の総合事務所長は、報告書の内容が適当と判断される場合は、農政室長に送付するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年3月12日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、大阪府産地パワーアップ事業実施要領(以下、「旧実施要領」という。)は廃止する。
- 3 旧実施要領に基づき、令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。